

「石巻市中小企業等事業再構築支援補助金」について

新型コロナウイルス感染症により経営に多大な影響を受けた市内の中小企業者等が、環境の変化に対応した新たな事業の創造を通じて経営力の強化及び事業の再構築を行うことを促進し、地域経済の活性化を図るため補助金を交付します。

補助金の概要

新型コロナウイルスの影響により、**直近の売上が10%以上減少**している事業者が、**新たな事業の創造**による**事業の再構築に挑戦**する場合に、その**必要経費の3分の2**まで、**最大100万円**の補助金を交付します。

1 補助対象事業

新規事業分野への進出や、事業実施方法の転換など事業再構築につながるもの。

- ①新分野への進出（既存の事業と日本産業分類の中分類以上の区分が違うもの。）
 - ②事業実施方法の転換（感染症防止対策又は既存事業の拡大に止まるものを除く。）
 - ③新型コロナウイルス感染症に対応する新商品・新サービスの開発
 - ④その他事業内容が事業再構築につながるものとして特に市長が認めたもの
- ※一次産業を主な事業とする事業者は、「① 新分野への進出」のみ対象となります。

2 補助対象者

中小企業者等又は個人事業主の方で、次の①から⑧までの条件を全て満たす方です。

- ①本市に主たる事業所を有する者であること。
- ②市税の滞納をしていないこと（徴収猶予を受けている場合は相談ください。）
- ③石巻市内で事業再構築事業を実施すること。
- ④補助金の申請前直近6カ月間のうち、任意の3カ月の売上高の合計が、当該3カ月の前年、前々年又は前々々年の同3カ月の売上高の合計と比較して10%以上減少していること。

《計算の例》 申請日：9月1日

直近6カ月間	8月	7月	6月	5月	4月	3月
令和3年度	50万円	40万円	40万円	50万円	40万円	45万円

任意の3カ月：合計120万円

前年	8月	7月	6月	5月	4月	3月
令和2年度	40万円	30万円	20万円	35万円	30万円	20万円
前々年	8月	7月	6月	5月	4月	3月
令和元年度	25万円	20万円	40万円	60万円	70万円	60万円
前々々年	8月	7月	6月	5月	4月	3月
平成30年度	50万円	60万円	50万円	70万円	50万円	60万円

比較する3カ月：合計160万円

⇒売上高の減少率：(160万円－120万円／160万円) × 100 = **25%**

⑤次の各号のいずれかに該当しないこと。

ア 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

イ 政治団体

ウ 宗教上の組織又は団体

エ 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当していないこと。

⑥国の事業再構築補助金の対象でないこと。

⑦県の事業再構築支援事業費補助金の支給を受けていない又は受ける予定がないこと。

⑧令和3年度石巻市中小企業事業再構築支援事業補助金の交付を受けていないこと。

3 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する別表に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除いた額）のうち、市長が必要かつ適当と認めたもの

※交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象になりません。

4 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内、1者あたり上限100万円

（1,000円未満の端数は切り捨て）

※経費が150万円以上の事業は対象外です

5 交付申請

補助金の交付を受けようとする事業者の方は、石巻市中小企業事業再構築支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に申請してください。

※申請書類は、ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない方は、産業部商工課、各総合支所地域振興課及び各支所の窓口に準備してあります。

6 添付書類

①石巻市中小企業事業再構築支援事業事業計画書（様式第2号）

②石巻市中小企業事業再構築支援事業収支予算書（様式第3号）

③直近2期の決算書の写し

④売上高の比較対象となる月の売上高実績が確認できる書類

⑤申請者の本人確認書類の写し（運転免許証やマイナンバーカードなど）

⑥補助対象経費の算定資料（見積書・積算資料など）

7 申請方法

事前に商工課へご相談（必須）のうえ、申請書を作成ください。新型コロナウイルス感染予防のため、事前予約（95-1111 内線 3523・3524）のうえ来庁願います。

8 申請期間

募集期間：令和4年8月15日（月）から令和4年9月30日（金）まで

※事前相談は、概ね締切の1週間前までにご予約ください。

9 事業の完了時期

令和5年2月28日までに事業完了と実績報告書の提出が必要です。

別表

補助対象経費

区分	科目	摘要
F S 調査費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査、マーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築、事業実施方法転換等への助言を外部専門家へ依頼する経費
商品開発費・事業転換に要する経費	機械器具費	機械器具又は消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品（役務）のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング、事業実施方法の転換等を外部に依頼するために必要な経費
	開発・事業転換費	新商品（役務）開発、事業実施転換検討を自社で行う経費
	産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
人材育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費
販路開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂又は広告掲載に要する経費
共通経費	旅費交通費	外部専門家等の移動に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
設備導入費	設備導入費	事業計画の実施に必要な建物、設備（機械装置、工具器具、備品、システム）の市内事業所への導入費（購入、新增設、改修、リース費用等）
その他市長が必要と認める経費		市長が必要と認める経費

備考

- 1 人件費は対象外とする。
- 2 事業実施に当たり付随的に支出する消耗品費は対象外とする。